

**第三者後見人等の活動時の倫理的基盤の遠近構造****—社会福祉士、弁護士、司法書士、市民後見人に対する量的調査より—**

○四天王寺大学 笠原幸子(002556)

野前宜史(社会福祉法人堺あすなる会・010456) 西尾祐佳(四天王寺大学大学院・010454)

キーワード3つ：成年後見制度 第三者後見人等 倫理的基盤

**1. 研究目的**

成年後見制度は、民法上の財産管理制度に留まるものではなく、判断能力が不十分な人の地域生活を支える社会福祉のインフラ整備の一環として、国や地方自治体が成年後見制度の利用可能性を広く市民一般に保障する責務を負うこととなり、成年後見制度の社会化は進展している<sup>1)</sup>。近年、親族以外の第三者後見人の選任は全体の8割以上を占めているが、親族以外の成年後見人、保佐人、補助人(以下、後見人等)固有の特別な専門性を求めている。そこで本研究は、第三者後見人等に求められる専門性の構築に向けて、彼らの活動(成年後見制度では後見事務と呼ばれる)時の倫理的基盤の遠近構造を明らかにすることを目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

親族以外の第三者後見人等には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の国家資格に基づいた専門職や市民後見人等が受任している。民法では一定の欠格事由(民法847条等)はあるが、後見人等に対して特別な資格を求めてられておらず、後見事務全体に対する専門性を保証しているわけではない。研修修了後の市民後見人も専門職と変わらない職責を負うことになる。本研究では、第三者後見人等に焦点を当て、第三者後見人等が後見事務を行う時の倫理的基盤の遠近構造を明らかにすることにより、第三者後見人としての専門性の構築に向けた有用な資料を得ることができると考えた。研究方法は、社会福祉士、弁護士、司法書士、市民後見人を対象に量的調査を実施した(2022年8月～10月)。第三者後見人等の倫理的基盤は「本人の健康」「本人の大切な人や物」「本人の社会参加」「本人のチャレンジ」「本人の財産」「本人の権利」「本人に対する情報提供」「本人との信頼関係」「本人を支援している関係者らとのチームワーク」「本人の保護」を設定した。解析方法は、社会福祉士、弁護士、司法書士、市民後見人ごとにクラスター分析を用いて類型化し、コンボイモデル<sup>2)</sup>を用いて模式化した。解析にはSPSS.ver24J for Windowsを用いた。

**3. 倫理的配慮**

量的調査の実施にあたっては、事前に各組織の代表者等に対して調査の趣旨を説明し承諾を得た。回答を依頼するにあたっては、協力者に対して、アンケート調査の目的と結果の発表等に関する文書を提示し、無記名であること、個人情報に関してはすべて統計的に処理し、特定されるような扱いはしないことを説明した。なお、本調査に関しては四天王寺大学研究倫理審査委員会の承認(IBU2022倫第8号)を得ている。また、申告すべき利益相反(COI)はない。

#### 4. 研究結果

社会福祉士、弁護士、司法書士、市民後見人が重視している倫理的基盤の内層は異なっていたが、紙幅の都合上、社会福祉士の結果のみ表記した。クラスター分析の結果、第1クラスターは「本人との信頼関係」「本人を支援している関係者らとのチームワーク」、第2クラスターは「本人の権利」「本人の健康」、第3クラスターは「本人に対する情報提供」「本人の大切な人や物」等で構成された(図1)。以上の結果についてコンボイモデルを参考に模式化すると、社会福祉士が重視している倫理的基盤の内層には「本人との信頼関係」「本人を支援している関係者らとのチームワーク」位置していることが確認された(図2)。第三者後見人等の倫理的基盤の遠近構造は多様であった。

表1 分析対象者の属性 回収は392名(回収率33%)で、分析対象者の属性は表1に示す。

資格	平均活動年数 (標準偏差, 範囲)	これまでの平均後見担当数 (標準偏差, 範囲)	現在の平均担当数 (標準偏差, 範囲)
弁護士	9.5(5.3, 3-22)	7.6(5.9, 1-27)	3.8(3.1, 1-13)
司法書士	9.3(5.4, 0.2-22.3)	16.0(16.1, 1-157)	7.3(9.7, 0-117)
社会福祉士	11.0(6.0, 0.1-28.0)	19.5(20.8, 1-100)	8.6(12.9, 0-99)
市民後見人	4.1(3.7, 0.1-22.0)	1.5(3.2, 1-30)	1.2(1.8, 1-17)

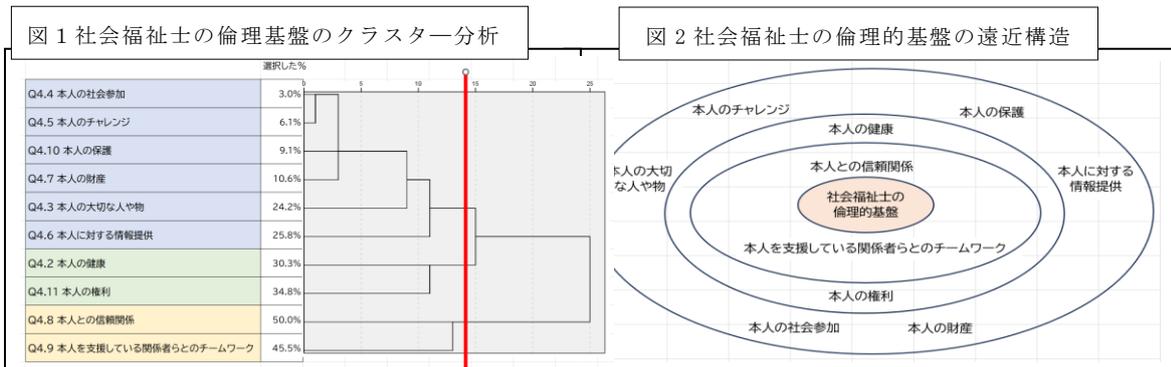
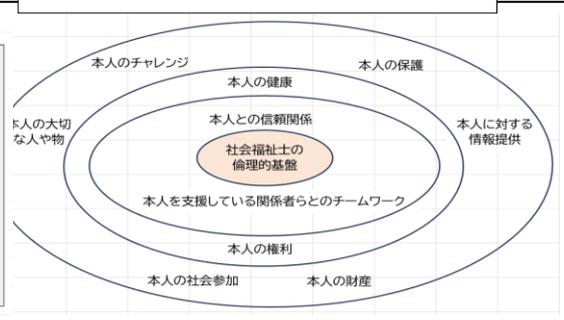


図2 社会福祉士の倫理的基盤の遠近構造



#### 5. 考察

社会福祉士は、本人との信頼関係構築とのチームワークに、時間・費用・精神的な負担等のコストを費やしていることが推測され、他の第三者後見人等との遠近構造は異なっていた。上山が「後見人としての専門性は、本来、それぞれの資格とは別に担保しなければならない」<sup>1)</sup>と指摘しているが、選任されてから本人と出会うことが多い第三者後見人等にとって、本人の意思を尊重した後見事務を行うためには、第三者後見人等にとって求められる倫理的基盤を明らかにすることは重要な課題である。後見制度の社会化が安定した形で進展するためにも、第三者後見人等の専門性について検討することが求められる。

#### 参考文献

- 1) 上山泰『専門職後見人と身上監護』民事法研究会, 2015.
- 2) 竹本与志人, 内藤絵里, 馬塩智恵子他, 認知症高齢者のケアマネジメントにおける介護支援専門員の社会保障制度の理解と活用状況-医療職と福祉職の比較を通して-, 構成の指標 2005;52(6):15-20.